

大阪市会情報公開条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月1日

大阪市会議長 東 貴之様

提出者

有本純子	山下昌彦	土岐恭生
大内啓治	竹下隆	岡崎太
角谷庄一	飯田哲史	片山一步
伊藤良夏	杉村幸太郎	荒木肇
山本長助	黒田當士	加藤仁子
西徳人	明石直樹	高山仁
山中智子	井上浩	

(別 紙)

## 大阪市会情報公開条例の一部を改正する条例

大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 異議申立て

第1節 異議申立ての手續（第18条－第20条）」

を

「第3章 審査請求

第1節 審査請求の手續（第17条の2－第20条）」

に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第3章第1節の節名を次のように改める。

第1節 審査請求の手續

第3章第1節中第18条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手續の適用除外）

第17条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

第18条を次のように改める。

（審査請求があったときの手續）

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大阪市会情報公開審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第19条中第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第19条第2号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「異議申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出しを「（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「異議申立て」を「審査請求」に、「を変更し」を「（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に、「決定（）」を「裁決（）」に改める。

第21条第1項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第4項中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第24条第1項中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条及び第26条中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第27条を次のように改める。

（提出資料の写しの送付等）

第27条 委員会は、第23条第3項若しくは第4項、第24条第3項又は第25条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載し

た書面の交付。以下この条において同じ。)を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

3 委員会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 委員会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

5 第2項の規定により委員会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付)に要する費用を負担しなければならない。

第29条中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市会情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第3章の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた公開決定等(改正後の条例第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。)又は施行日以後にされた公開請求(改正後の条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は施行日前にされた公開請求に係る不作為に係る異議申立てについては、なお従前の例による。

#### 説 明

公開決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求の手續を定めるとともに、大阪市会情報公開審査委員会に提出された意見書等の写しの送付等に関する事項を定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市会情報公開条例（抄）

### 目次

前文

第1章－第2章 省 略

第3章 異議申立て

#### **審査請求**

第1節 異議申立ての手続（第18条 ー第20条）

#### **審査請求 第17条の2**

第2節－第3節 省 略

第4章－第5章 省 略

附則

第3章 異議申立て

#### **審査請求**

第1節 異議申立ての手続

#### **審査請求**

（審理員による審理手続の適用除外）

**第17条の2** 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

（異議申立てがあったときの手続）

#### **審査請求**

第18条 公開決定等**又は公開請求に係る不作為**について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てがあったときは、議長は、次の各号のいずれかに

#### **審査請求**

該当する場合を除き、速やかに大阪市会情報公開審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、当該異議申立てに対する**決定**を行わなければならない。

**審査請求 裁決**

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき

**審査請求**

**場合**

- (2) 異議申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の

**審査請求の全部を認容し**

決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し又は変更し、

当該異議申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該

**審査請求**

**場合（**

公開決定等 について反対意見書が提出されているときを除く。

**公文書の公開**

**場合 除く。）**

（意見を求めた旨の通知）

第19条 議長は、前条の規定により委員会の意見を求めたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 異議申立人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人を

**審査請求人**

**いう。以下同じ。）**

- (2) 公開請求者（公開請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

**審査請求人**

- (3) 当該異議申立てに係る公開決定等 について反対意見書を提出した第三者

**審査請求**

**公文書の公開**

（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く）

**審査請求人**

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続）

**審査請求**

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合に

**裁決**

ついて準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

**審査請求**

**裁決**

- (2) 異議申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の

**審査請求**

決定を除く。) を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定 (第

**審査請求**

**裁決**

三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。) (設置)

第21条 第18条の規定による意見の求めに応じ異議申立てについて調査審議するた

**審査請求**

め、委員会を置く。

2 省 略

(委員会の調査権限)

第23条 省 略

2-3 省 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、異議申立てに係る事件に関し、

**審査請求**

異議申立人、参加人又は議長 (以下「異議申立人等」という。) に意見書又は資

**審査請求人**

**審査請求人等**

料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること  
その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第24条 委員会は、異議申立人等から申立てがあったときは、当該異議申立人等に

**審査請求人等**

**審査請求人等**

口頭で意見を述べる機会を与えることができる。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、委員会は、異議申立人又は参加人が補佐人ととも

**審査請求人**

に出頭することを許可することができる。

3 委員会は、その指定する相当の期間内に異議申立人等が口頭で意見を述べるこ

**審査請求人等**

とができないときは、当該異議申立人等に対し、口頭で意見を述べる機会に代え

**審査請求人等**

て、相当の期間を定めて当該期間内に意見書を提出するよう求めることができる。

(意見書等の提出)

第25条 異議申立人等は、委員会の許可を得て、意見書又は資料を提出することが

**審査請求人等**

できる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第26条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条第1項本文の規定による異議申立人等の意見の陳述を聴かせ、若

**審査請求人等**

しくは同条第3項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。

(提出資料の閲覧等 )

**写しの送付等**

第27条 委員会は、第23条第3項若しくは第4項、第24条第3項又は第25条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 異議申立人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書又は資料の閲覧

**審査請求人等**

(電磁的記録にあっては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧) 又は複写

写しの交付（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載し

を求めることができる。この場合に

た書面の交付。以下この条において同じ。）

において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当



な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

#### 写しの交付

3 委員会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を

#### 4 第2項 写しの交付

指定することができる。

5 第2項の規定により委員会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付）に要する費用を負担しなければならない。

（意見を記載した書面の送付等）

第29条 委員会は、第18条の規定により議長に意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを異議申立人及び参加人に送付するとともに、当該意見の内容

#### 審査請求人

を公表するものとする。